

令和2年3月23日

東大阪市登録移動支援事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、別添のとおり、大阪府福祉部障がい福祉室より令和2年3月13日付け障地第3170号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」が示されました。

本市における取扱いは下記のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国等の要請に基づく外出の自粛や外出先の臨時休業・行事の中止などによって、利用者が外出時間を短縮することや、やむを得ず外出を自粛することなどにより、移動支援事業を利用した外出の機会が減ることが想定されます。

こうした状況において、東大阪市では、資料1のと通りの運用といたしますので、資料1をよくご確認いただき、適切な支援をお願いいたします。

【資料一覧】

- (参考) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて (令和2年3月13日大阪府障がい福祉室長 障地第3170号)
新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて (令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 事務連絡)

- (資料1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

(移動支援事業に関すること)
障害福祉認定給付課
電話：06-4309-3184 (直通)
FAX：06-4309-3813